

武蔵野市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

武蔵野市心身障害者福祉手当条例（昭和45年3月武蔵野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 次に掲げる障害のいずれかを有する者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 知的障害者であつて、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第15条</u>に規定する児童相談所において、精神発育の遅滞の程度が軽度以上であると判定されたもの</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) 保護者 配偶者、親権を行う者又は後見人若しくはこれに準ずる者であつて、<u>障害者を現に保護（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 次に掲げる障害のいずれかを有する者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 知的障害者であつて、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第12条</u>に規定する児童相談所において、精神発育の遅滞の程度が軽度以上であると判定されたもの</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) 保護者 配偶者 <u>（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、親権を行う者又は後見人若しくはこれに準ず</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

<p>以下同じ。) をするものをいう。</p>	<p>る者であつて、<u>現に障害者の保護</u>（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）をするものをいう。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(受給資格者) 第3条 手当は、<u>保護者を必要としない障害者又は障害者の保護者</u>であつて、武蔵野市の区域内に住所を有する者（以下「<u>受給資格者</u>」という。）に支給する。<u>ただし、障害者となつた年齢が65歳以上の者及び障害者となつた年齢が65歳未満の者で65歳に達する日の前日までに認定の申請を行わなかつた者（規則で定める事由により申請を行わなかつた者を除く。）</u>には、<u>支給しない。</u></p>	<p>(受給資格者) 第3条 手当は、<u>障害者（障害者となつた年齢が65歳以上の者及び障害者となつた年齢が65歳未満の者で65歳に達する日の前日までに次条の規定による認定の申請をしなかつたもの（規則で定める事由により申請をしなかつた者を除く。）</u>であつて、武蔵野市の区域内に住所を有するもの（以下「<u>受給資格者</u>」という。）に支給する。</p>	<p>字句の改正</p> <p>ただし書の削除</p> <p>字句の改正</p>
	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。</u></p> <p>(1) <u>次のイ又はロに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額</u></p>	<p>項の追加</p>

<p><u>かわらず、障害者について、手当の支給を受けていた保護者の受給資格が消滅した場合において、当該障害者の新たな保護者が、前の保護者の受給資格の消滅した日から3月以内に認定を申請したときは、前の保護者の受給資格の消滅した日の属する月の翌月から支給する。</u></p>		
<p>2. <u>東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例と同種の手当が支給されていた場合において、当該手当の支給された最後の月の翌月から起算して3月以内に認定の申請があつたときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。</u></p>	<p>1. <u>前条第1項の規定にかかわらず、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当の支給を受けていた場合において、当該同種の手当の支給を受けた最後の月の翌月から起算して3月以内に認定の申請があつたときは、当該同種の手当の支給を受けた最後の月の翌月から手当を支給する。</u></p>	<p>項の繰上げ及び 字句の改正 字句の追加 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正</p>
<p>3. <u>災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。</u></p>	<p>2. <u>前条第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当の支給を受けた者については、その受け</u></p>	<p>項の繰上げ及び 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の追加</p>

<p>(手当額の改定)</p> <p>第8条 <u>障害者の障害程度が変更した場合における手当の額の改定は、その者の改定後の額について認定した日の属する月から行なう。</u></p>	<p>た月分の手当は支給しない。</p> <p>(手当額の改定)</p> <p>第8条 <u>受給資格者の障害の程度に変更があった場合における手当の額の改定は、その者の改定後の額について認定した日の属する月から行なう。</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(受給資格の消滅)</p> <p>第9条 受給資格は、受給資格者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、消滅する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>武蔵野市の区域内に住所を有しなくなつたとき。</u></p> <p>(3) <u>障害者を保護しなくなつたとき。</u></p> <p>(4) <u>障害の程度が第2条第1号に該当しなくなつたとき。</u></p>	<p>(受給資格の消滅)</p> <p>第9条 受給資格は、受給資格者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、消滅する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第3条第1項に規定する受給資格者の要件を満たしなくなつたとき。</u></p> <p>(3) <u>第3条第2項各号のいずれかに該当することとなつたとき。</u></p> <p>(4) <u>手当の支給を辞退したとき。</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>号の改正</p> <p>号の改正</p> <p>号の改正</p>
<p>(支給の制限)</p> <p>第10条 市長は、受給資格者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) <u>障害者の保護を怠つていると認めるとき。</u></p>	<p>(支給の制限)</p> <p>第10条 市長は、受給資格者が次の各号 <u>(第1号については、受給資格者が保護者による保護を必要としている場合に限る。)</u> のいずれかに該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) <u>その保護者が適切な保護を行っていないと市長が認めるとき。</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>号の改正</p>

<p>(2) (略)</p> <p>(届出義務)</p> <p>第12条 受給資格者は、次の各号の一に該当するときは、<u>すみやかに</u>その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>障害者又は保護者が住所又は氏名を変更したとき。</u></p> <p>(2) <u>障害者を保護しなくなったとき。</u></p> <p>(3) <u>前号のほか、手当の支給額の改定を受ける必要がある事由が生じたとき。</u></p> <p>(受診命令)</p> <p>第13条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対し、<u>障害者の障害程度</u>につき判定を受けるよう命ずることができる。</p> <p>別表 (別添1のとおり)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(届出義務)</p> <p>第12条 受給資格者は、次の各号(<u>第2号については、受給資格者が保護者による保護を必要としている場合に限る。</u>)のいずれかに該当するときは、<u>速やかに</u>その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 住所又は氏名を変更したとき。</p> <p>(2) <u>その保護者による保護を必要としなくなったとき。</u></p> <p>(3) <u>第9条第2号から第4号までのいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p>(4) <u>前号に掲げるもののほか、手当の支給額の改定を必要とする事由が生じたとき。</u></p> <p>2 <u>受給資格者は、その現況について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(受診命令)</p> <p>第13条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対し、<u>その障害の程度</u>につき判定を受けるよう命ずることができる。</p> <p>別表 (別添2のとおり)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>号の追加</p> <p>号の繰下げ及び字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>別表の改正</p>
---	--	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1号ロの改正及び同条第2号の改正（「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える部分のうち「。以下同じ」に係る部分を除く。）、第3条の改正（「者」を「もの」に改める部分に限る。）、第4条の改正（「手当」の次に「の支給」を加える部分に限る。）、第7条第2項の改正（同項を第1項とする部分を除く。）及び同条第3項の改正（同項を第2項とする部分を除く。）、第8条の改正（「行なう」を「行う」に改める部分に限る。）、第9条各号列記以外の部分の改正並びに第12条各号列記以外の部分の改正（「すみやかに」を「速やかに」に改める部分に限る。）及び同条第3号の改正（同号を第4号とする部分を除く。） 公布の日

(2) 第12条に1項を加える改正 平成31年6月1日

(経過措置)

2 改正後の武蔵野市心身障害者福祉手当条例の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

障害者福祉サービスの更なる充実を図るため、受給資格者の見直しを行うほか、所要の改正をするものである。

別表（第5条関係）

心身障害者福祉手当表

年齢	障害程度	所得区分	月額手当
20歳以上	第2条第1号イに基づく障害程度が1級及び2級の者 第2条第1号ロに基づく精神発育の遅滞の程度が中度以上の者	所得の額が規則で定める額を超えない者	15,500円
		上記以外の者	8,000円
	第2条第1号ハに基づく脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者	所得の額が規則で定める額を超えない者	11,000円
		上記以外の者	5,500円
20歳未満	第2条第1号イに基づく障害程度が4級以上の者 第2条第1号ロに基づく精神発育の遅滞の程度が軽度以上の者	所得の額が規則で定める額を超えない者	11,000円
		上記以外の者	5,500円
	第2条第1号ハに基づく脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者		

別表（第5条関係）

年齢	障害の程度	手当月額
20歳以上	1 第2条第1号イに規定する者のうち、 身体障害の程度が1級又は2級のもの 2 第2条第1号ロに規定する者のうち、 精神発育の遅滞の程度が中度以上のもの 3 第2条第1号ハに規定する者	15,500円
	1 第2条第1号イに規定する者のうち、 身体障害の程度が3級又は4級のもの 2 第2条第1号ロに規定する者のうち、 精神発育の遅滞の程度が軽度のもの	11,000円
20歳未満	1 第2条第1号イに規定する者 2 第2条第1号ロに規定する者 3 第2条第1号ハに規定する者	11,000円